



2020年4月17日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
医薬安全対策課長 殿

一般社団法人日本足の外科学会
理事長 大関 覚



要望書

アドレナリン含有キシロカイン製剤の足趾の禁忌の見直しについて

お問い合わせいただきました、アドレナリン含有キシロカイン製剤の足趾の禁忌の見直しの件、下記の通り要望書を提出させていただきます。

- ・ 局所麻酔や伝達麻酔に使用するキシロカイン製剤にアドレナリンを含有することにより、鎮痛効果の増強・効果時間の延長が可能となり、結果的には麻醉薬の使用量を減らすことが可能となり、医療費の削減に寄与できます。また、麻醉薬の使用量が減らせることにより、高齢者や体の小さな患者に使用する際の麻醉薬による中毒のリスクを軽減することが期待できます。具体的な疾患としては、足趾の挫創、軽度の屈趾症、陷入爪などが挙げられます。そこで本学会から、足趾へのアドレナリン含有キシロカイン製剤の投与が可能となるよう要望いたします。
- ・ 本薬投与時の留意事項は、下記の通りとなります。

<日本足の外科学会の足趾に関する注意事項>

喫煙、糖尿病、レイノー病、血液透析、再接着趾、挫滅趾、等であらかじめ趾の血行障害が想定される例、隣接する複数趾の手術例、あるいは趾の小さい小児例の場合は、麻酔薬の濃度や量を少なくする、ないしは投与を控えることが望ましいと考えます。
- ・ 本学会として本薬投与時の留意事項の周知を進めています。



一般社団法人日本足の外科学会